

答 申

第1 審査会の結論

- (1) 美里町長が平成24年3月19日付け美総第1115号でした公文書不存在決定は、妥当ではなく、これを取り消すべきである。
- (2) 美里町長が平成24年3月19日付け美総第1130号でした公文書非公開決定は妥当ではなく、取り消すべきである。ただし、この公文書の公開に関しては、個人に関する情報の公開の可否について、本人の意思確認を行い、個人の権利利害が害されないよう配慮すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、平成24年3月6日に美里町情報公開条例（平成18年美里町条例第11号。以下「条例」という）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、別紙に掲げる公文書について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。
- (2) 実施機関は、本件公開請求に対し、別紙の から までを公文書の不存在を決定し（以下「当該処分1」という）別紙の 及び については、公文書の公開をしないことを決定し（以下「当該処分2」という）平成24年3月19日付けでそれぞれ異議申立人に通知した。
- (3) これに対して異議申立人は、平成24年3月26日に条例第16条の規定に基づき、当該処分1及び当該処分2を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

- (1) 異議申立ての趣旨
異議申立人の異議申立ての趣旨は、当該処分1及び当該処分2の取り消しを求めるものである。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の主張する異議申立ての理由は異議申立書によれば、おおむね次のとおりである。
当該処分1について
ア 不動堂4区区長が現に自治会の会議において、駅東地区の行政区独立に係る話をしているのに、そのことに関する公文書が1つもないというのはあり得ない。
イ 別紙の に関して、不動堂4区区長が話し合いに同席しているとしたら、その内容をメモしているか、又は行政文書を作成する必要があるはずである。

ウ 情報公開制度は、公文書が存在することが前提で成り立つ制度であり、本来作成しなければならない公文書が存在しない場合は、町職員の職務怠慢やミスが隠蔽されることになる。

当該処分2について

ア 駅東地区の行政区分離独立については、関係者の口から会議や打ち合わせ内容について語られており、既に公表された情報であるため、そのことに関する情報を非公開とする意味がない。

イ 駅東地区の行政区分離独立については、町当局に駅東地区を分離独立させるという考えがあり、駅東地区は不動堂4区に便宜的に預けられたものであるが、駅東地区の行政区独立が進まないのは町当局の優柔不断な行動によることは、周知の事実である。このことに関する公文書を非公開とするのは、町当局の担当者のミス、職務怠慢を隠蔽するためである。

ウ 公文書非公開の理由として、美里町情報公開条例第6条第1項第4号に該当するためとしているが、駅東地区の不動堂4区からの分離独立は、地形的にも区域の広さや地域の一体性等においても当たり前の話である。町当局もその方向で行動していたのは、住民の周知の事実であり、今更、意思決定を阻害する情報が含まれていないことは、明白である。また、そのことに関する公文書非公開の期間は、とうに過ぎ去っており、早急に公文書を公開し、駅東地区の行政区独立が進展しない問題の所在を明らかにし、駅東地区の行政区独立に向け、不動堂4区住民の協力を仰ぐべきである。

エ 駅東地区について、町当局が駅東地区を不動堂4区で「分離独立まで面倒を見て遣ってください」と言ったのであれば、そのことに関する内容を知ることが当然の権利であり、その公文書を非公開とするのはおかしい。

オ 美里町情報公開条例第6条第1項第4号に該当するとして、駅東地区の不動堂4区からの分離独立に関する公文書を非公開としたのであれば、その箇所を明確に示し、その他は公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関による当該処分1及び当該処分2に関する説明の要旨は次のとおりである。

当該処分1について

別紙のについては平成18年に駅東地区に居住する方が出てきたその当時、駅東地区は地理的条件から見れば、不動堂4区行政区の区域であるとの認識から、駅東地区を不動堂4区の一部としてきた。町当局は居住者がいる程度に達すれば、駅東地区を新たな行政区としなければならないという考え方を持っており、不動堂4区区長に対して、当分の間、駅東地区を不動堂4区行政区の一部として扱って欲しいと、当時の担当課長が口頭により依頼した経緯があるが、その事実関係を記録

した公文書は作成していない。

別紙 の から については、その経緯は のとおりであるが、行政区の区域については町長が決定するものであるため、駅東地区を不動堂4区行政区に組み込むことに関する文書は存在していない。

当該処分2について

別紙 の 及び については、駅東地区の住民の方々と打ち合わせを行っていることは事実であるが、その打ち合わせに出席している駅東地区の住民の方々は公募の委員や公的役職にあるものでないため、個人が特定される情報は公開すべきでないとして町当局は判断した。また、駅東地区の不動堂4区行政区からの分離独立に関する町当局の最終的な方針が決定されておらず、意思形成過程にある事務事業の情報公開は、町民の間に、誤解若しくは混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものに該当すると町当局は判断した。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

美里町情報公開条例第1条は「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利及び町の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、町政運営の透明性の一層の向上を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民による町政の監視と参加の充実を推進し、及び町政に対する町民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた町政発展に寄与することを目的とする」としているため、この条例は原則公開の理念の下に解釈され、運用されるべきである。当審査会は、実施機関が行った当該処分1及び当該処分2が「町政運営の透明性の一層の向上を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民による町政の監視と参加の充実を推進し、及び町政に対する町民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた町政発展に寄与する」とは判断できず、実施機関は処分の取り消しを含めて説明責任を果たす必要がある。

2 判断理由

(1) 当該処分1について

当審査会の審議の中で駅東地区行政区新設に係る打ち合わせ会に関する業務報告書（以下「業務報告書」という）が存在することが明らかになった。この業務報告書は平成21年7月10日から平成23年12月21日における7回の会議記録を整理したものであり、公開を請求する別紙 の から までの公文書に必

ずしも対応しているものではないものの、この業務報告書によって駅東地区の不動産4区行政区からの分離独立に関する経過や、内容をかなりの程度推論することができる。業務報告書の全体を見る限り、別紙の から に関する公文書が存在しないとする実施機関の決定は妥当ではないと判断する。

(2) 当該処分2について

公開を請求する別紙の 及び の公文書が、美里町情報公開条例第6条第1項第4号「町の機関又は国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という）の事務事業に係る意思形成過程において、町の機関内部又は町の機関と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、町民の間に誤解若しくは混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかであるが、当審査会は打ち合わせ会等への参加者の個人名を除いては業務報告書を非公開とする正当な理由は見当らず、7回の打ち合わせ会に関する業務報告書をすべて公開すべきであると判断する。

3 結論

以上のとおり、当該処分1については実施機関が本件対象文書を保有していないとは言えず、公文書の不存在決定を行ったことは妥当ではない。また、当該処分2については美里町情報公開条例第6条第1項第4号に該当するとは言えず、公文書非公開決定を行ったことは妥当ではない。

よって、当該処分1及び当該処分2を取り消した上で、駅東地区の行政区新設に関する打ち合わせ会の業務報告書すべてを別紙の から に関する公文書として公開すべきである。

第6 審査の経過

年 月 日	処理内容
平成24年5月10日	・ 諮問を受けた ・ 事案の審査を行った
平成24年5月31日	・ 事案の審査を行った
平成24年6月11日	・ 事案の審査を行った
平成24年6月21日	・ 事案の審査を行った
平成24年6月29日	・ 事案の審査を行った
平成24年7月12日	・ 事案の審査を行った

(参考) 美里町情報公開審査会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
鎌 田 明	学識経験者	会 長
後 藤 眞 琴	学識経験者	会長職務代理者
古 川 隆	学識経験者	

別紙

公文書の公開を請求する公文書の件名又は内容

1) 駅東地区の行政区設立に関して、当初から、現在までの経緯が分かる以下の文書

何故、当初不動堂4区行政区に組み込むこととしたのか、その理由と誰が決めたのか。

駅東地区を不動堂4区行政区としたとして、どのような形で不動堂4区行政区に組み込もうとしたのか、その内容についてわかるもの。

どの様にして、駅東地区の住民に周知徹底を図ったのか。その時期と内容、参加人数等についてわかるもの。

不動堂4区行政区の遣り方を駅東地区の住民に周知する役割と分担、スケジュール等についてわかるもの。

駅東地区の不動堂4区行政区に組み込もうとした時に、不動堂4区行政区の住民又は代表者と話し合った内容のわかるもの。

平成23年度において、駅東地区の行政区分離独立のために開催した会議や打ち合わせ資料及びその内容がわかるもの。

平成24年度から駅東地区の行政区分離独立ができないと決断した政策決定が分かる打ち合わせ議事録及び復命書等の文書。